

## 小川町告示第12号

小川町物価高騰対策商品券配布事業実施要綱を次のように定める。

令和8年2月2日

小川町長 島田 康弘

### 小川町物価高騰対策商品券配布事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、町内の参加店舗で利用できる商品券を全町民に配布する小川町物価高騰対策商品券配付事業（以下「本事業」という。）を実施することにより、町内における消費喚起と地域経済の活性化を図り、もって物価高騰等の影響を受ける町民の生活を支援することを目的とする。

(商品券)

第2条 商品券は、次の表に定めるとおりとする。

発行者	小川町
商品券の金額	額面：1枚500円
配布単位	1名につき10枚綴（5,000円相当）
利用期間	令和8年6月1日から令和8年10月31日まで
利用できないもの	(1) 不動産や金融商品 (2) たばこ（電子たばこ、加熱式たばこ等を含む） (3) 他の商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの (4) 国税、地方税や使用料などの公租公課 (5) その他、町長が不相当と認めるもの
利用上の注意点	(1) 本商品券は現金との引換えはできない。 (2) 釣銭は支払われない。 (3) 盗難・紛失・滅失した場合、再発行しない。

(対象者)

第3条 商品券の配布対象者は、令和8年3月1日（以下「基準日」という。）において、小川町の住民基本台帳に記録されている者とする。

2 前項の規定にかかわらず、基準日から商品券を送付するまでに発行者が死亡の事実を知った者は、対象外とする。

(配布方法)

第4条 商品券は、世帯単位でまとめて郵送するものとし、宛先は世帯主とする。

2 郵送には、配達状況の確認及び記録できるゆうパック等を用いるものとする。

3 配達不能（返戻）が発生した場合、一度に限り再送を行うものとする。ただし、再送も未着となった商品券は、小川町役場政策推進課で保管するものとし、本人の申出により受け取ることができるものとする。

4 前項の規定による保管期限は、令和8年10月30日とする。

（取扱店舗）

第5条 商品券を利用できる店舗（以下「取扱店舗」という。）は、小川町内に店舗等を有する事業者で、小川町内の店舗に限り商品券を利用可能とすることができるものとする。ただし、次のいずれかに該当する店舗等は除くものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団に該当する者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12

2号。以下「風俗営業法」という。）第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業を行う者

(3) 風俗営業法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業においてサービスを提供する者

(4) 法令又は公序良俗に反する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、本事業の目的に照らして小川町長が不相当と判断した者

2 取扱店舗の申込方法等については、「小川町物価高騰対策商品券取扱店舗募集要領」に定めるところによる。

（換金）

第6条 取扱店舗は、利用者から受領した商品券を町が別途定める方法で提出し、換金を受けるものとする。

2 換金の受付は、令和8年6月1日から令和8年11月30日までの間で、町が定める日時に行うものとする。

（業務の委託）

第7条 町は、商品券の発行及び取扱いに係る業務について仕様を示し、当該業務を委託することにより執行することができる。この場合において、町は、受託事業者と業務委託契約を締結し、業務の執行について管理及び監督を行うものとする。

(不正防止等)

第8条 町及び受託事業者は、二重換金防止、偽造防止等の必要な対策を講ずるものとする。

2 取扱店舗は、不正防止に関する調査等に協力するものとする。

(個人情報の取扱い)

第9条 本事業において取得及び利用する個人情報は、本事業の実施に必要な範囲に限って取り扱い、関係法令及び町の規程に基づき適切に管理するものとし、委託事業者に取り扱わせる場合も同様とする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める

附 則

この告示は、令和8年2月2日から施行する。